

障害者差別解消法にかかる相談事例について（令和2年度）**1. 箕面市における相談事例等（※令和3年1月31日までの状況）**

	報告件数
（1）行政機関等による	
① 障害者に対する「不当な差別的取扱い」に関する相談事例等	0件
② 障害者に対する「合理的配慮の提供」に関する相談事例等	0件
③ 障害者に対する「環境の整備」に関する相談事例等	1件
④ その他障害者から「不快・不満」として寄せられた事例	0件
（2）事業者による	
① 障害者に対する「不当な差別的取扱い」に関する相談事例等	0件
② 障害者に対する「合理的配慮の提供」に関する相談事例等	0件
③ 障害者に対する「環境の整備」に関する相談事例等	0件
④ その他障害者から「不快・不満」として寄せられた事例	0件

2. 相談の概要（令和2年度）※令和3年1月31日までの状況

(1) 行政機関による事例

③「環境の整備」に関する相談事例

障害者	年代・性別	40歳代・女性	障害種別	肢体不自由
本事例の概要	環境の整備に至るまでの経緯・背景	<p>箕面市立病院の救急救命室(ER)内にある車椅子用トイレについて、下記の要望があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前はなかったマセレーターが設置され、車椅子は回転不可かつ非常に介護しにくい状況になっている。 ・マセレーターを撤去するとともに、移転される新病院では、両側から介護可能な両側は跳ね上げ式手すりの車いすトイレを設置してほしい。 		
	環境の整備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の事情によりマセレーターの撤去は難しい状況であるため、同じフロアにある別の車椅子トイレを案内するようにし、介助が必要な場合は看護師等のスタッフが協力するようにした。 (マセレーター設置の経緯等) ▶ERはあらゆる患者が受診するため、感染リスクが高い場所であり、感染防止対策として新たにディスポーザブルタイプの尿器や便器を導入したため、それを処理する機器(マセレーター)をER内に設置した。 ▶当該機器は汚染管理区域内に設置する必要があるが、ER内には車椅子トイレ内以外に当該区域はなく、給排水配管の関係からやむなく車椅子トイレ内に設置した。 ▶回復室でポータブルトイレを使用される患者様も多く、感染症防止の観点から撤去はできない。 ・他のトイレへの誘導案内等についてもっと丁寧に情報提供すべきとの指摘を受け、ご意見をいただきながら見直すこととした。 		

	対応後の状況	<ul style="list-style-type: none">・当事者及び介護者目線で ER トイレ入口の見やすい位置に車椅子トイレへの誘導案内図を掲示した。・誘導案内図には誘導先のトイレ内の便器にアプローチできる方向(便器に対する壁の位置)が分かるように表記するとともに、トイレ内の広さが分かるような写真を加えた。・誘導案内を作成し ER のスタッフに配布するなど、いつでも丁寧に案内ができるように準備した。・案内板の車椅子トイレ表記も便器に対する壁の位置などを表記するなど変更した。・ホームページについても、事前にトイレを確認するかた向けに、誘導案内同様に車椅子トイレの便器に対する壁の位置や写真を添付する方向で設置業者と調整中である。・新病院ではご意見を踏まえご希望のトイレ設置やトイレスペースの見直しを含めて利用しやすい施設となるよう検討を進めることとした。
--	--------	---